大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

１　指定取消し対象事業者

1. 法人名　株式会社プレスクリエイト
2. 代表者　代表取締役　中井　雅祥
3. 法人所在地　大阪府大阪市北区末広町三丁目13番

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名称　　児童発達支援・放課後等デイサービス　アミィ～
2. 所在地　　大阪府三島郡島本町江川二丁目11番5号
3. サービス種別　　児童発達支援・放課後等デイサービス

３　指定取消し年月日

　令和２年１月３１日（金曜日）

４　指定取消しの理由

不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

　法人代表は、人員基準を満たせていないことを知りながら、児童指導員等加配加算を取り下げることなく不正に請求し、受領していた。